

亀岡市立川東保育所 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	亀岡市
代表者氏名	亀岡市長 桂川 孝裕
所在地	亀岡市安町野々神8
電話番号	0771-22-3131（代表）

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	亀岡市立川東保育所
所在地	亀岡市馬路町流川30-1
電話番号	0771-22-2176
管理者名	所長 中川 美夏
利用定員（年齢別）	0歳児 6名
	1・2歳児 30名
	3・4・5歳児 89名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。
職員への研修の実施状況	内部研修年10回、外部研修年50回実施
認可年月日	昭和32年7月1日

3. 目的・運営方針

目的	子ども・子育て支援法、児童福祉法に基づき、保護者が働いている、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育できない状態にある乳幼児を、保護者の委託を受けて保護者に代わって保育する。
運営方針	保育理念 ・人・まち・環境を思いやるあたたかい心と生きる力をもつ、「かめおかっこ」の育成に努める。 保育方針 ・養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成する。 保育目標 ・子どもたちの全面的な成長発達を保障し、人間として豊かに生きていく力の基礎を育てていく。」 ・入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。」

4. 施設・設備等の概要

敷 地	全体	2,691.3㎡		
	園庭	1,746.8㎡		
建 物	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て		
	延べ面積	881.46㎡		
施設の内容	乳児室	2室	保育室	5室
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室	乳児用トイレ	1室
設備の種類	冷暖房			

5. 職員体制 R6年4月1日現在

	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1人	1人	0人	
所長補佐	1人	1人	0人	
保育士	23人	16人	7人	
調理員	3人	2人	1人	
看護師	1人	1人	0人	
作業員	1人	1人	0人	

＊当所では、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、職員数については変動する可能性があります。

6. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
開 所 時 間	午前7時30分～午後6時30分（月～金） 午前7時30分～午後2時30分（土）
休 所 日	日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日

＊警報発令時の対応について

気象警報の発令時には、児童の安全を第一に考え、下記の内容で保育対策を行います。

- ・午前7時現在において、亀岡市に【大雨警報】【洪水警報】【大雪警報】【暴風警報】【暴風雪警報】が発令されている場合は自宅待機をしてください。
- ・午前9時現在において、警報が継続中の場合は家庭保育をしてください。
午前9時までに解除された場合は平常通り登所してください。午前9時から午後4時までに解除され、保育が必要な場合は保育所に連絡の上、登所してください。給食はありませんので、昼食を済ませるか持参してください。
- ・警報が解除された場合でも、災害が発生している場合など危険な場合は登所させないでください。
- ・保育中に警報が発令された場合は、ただちに保育を中止し、休園とします。当所から連絡をしますので、なるべく早く、そして安全に、当所まで児童を迎えに来てください。
- ・警報発令前であっても、災害が発生した場合など児童の安全を確保できないと判断した時は、必

要に応じて休園とします。

- ・どうしても家庭保育ができない場合は当所にご相談ください。

＊感染症流行時の対応について

- ・衛生管理マニュアル（感染予防対策）に基づいて行います。
- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの体調不良がある時は、保護者に連絡・降所し自宅療養とします。
- ・感染症発症の情報提供を行います。
- ・日常の手洗い、消毒、汚物処理をより厳重に行い、感染の広がりを予防します。
- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」及び京都府医師会の感染症罹患時の登園停止基準を参考に主治医の指示に従い自宅療養とします。医療機関で病気治癒の確認後、保護者が『病気治癒報告書』に必要事項を記入して登所するときに提出してください。

7. 保育を提供する時間

保育標準時間認定	保育時間	月～金	午前7時30分～午後6時30分
		土	午前7時30分～午後2時30分
保育短時間認定	保育時間	月～金	午前8時～午後4時
		土	午前8時～午後2時30分

＊上記の保育時間のうち、午前8時30分～午後4時を平常保育時間、午前8時30分までは早朝保育（申し込み必要）、午後4時以降は長時間保育という保育時間の区分があります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 健康なからだづくり

日常生活に必要な基本的生活習慣を養い、健康に過ごす習慣や態度を身につけます。
散歩や戸外遊び、リズム遊びなどの年齢にあった遊びを通してしなやかな身体を育てます。
気候に合わせて衣服を調節し薄着の習慣を身につけます。
自分の命を大切にするための清潔・健康・安全の習慣を身につけます。

③ I S S（セーフスクール）の取り組み

WHO（世界保健機構）のSC（セーフコミュニティ）協働センターが推進するケガや事故は予防できるという理念に基づき、将来にわたって安全な環境について意識できるよう、安全安心な保育所づくりを目指し、幼少期からケガや事故を予防する取組を進めています。

④ 菜園活動

夏野菜・ジャガイモ・玉ねぎ・大根などの野菜や花などの栽培を通して、野菜の生長や収穫を喜び、収穫した物を給食の食材として味わったり、クッキングを体験し食への関心を広げる活動を行っています。

⑤ 異年齢児交流保育

日常は同年齢の保育を中心に行っていますが、異年齢のグループに分かれて過ごす機会を作っています。異年齢の友だちと関わって遊ぶ中で、お互いに思いやりやいたわりの気持ちを持ち、自己肯定感を育みます。

⑥ 絵本貸出し

保育において絵本や紙芝居などに親しみ、感性や想像力を豊かにすることに取り組んでいますが、家庭においても親子で絵本に親しめるように週1回の絵本貸出し、月に1回の親子絵本貸出しを行っています。

⑦ 和太鼓演奏

和太鼓による表現を保育の中に取り入れています。音やリズムを楽しみ友だちと気持ちを合わせることでひとつの曲が出来上がることを体験しています。特に5歳児は多くの場で披露します。

⑧ その他

○特別支援保育

発達において支援を必要とする子どもの一人一人の状況を的確に把握し、保育内容や支援方法を工夫し、共に育ちあう集団のなかで保育をしています。

○子育て支援事業「おたのしみひろば」

月1回「おたのしみひろば」として未就園の親子に保育所を開放し、親子で交流したり、子育て相談をしたり、子育てに関する情報提供を行い、地域の子育て支援のセンター的役割を図っています。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理の実施。 0歳児については個々の状況にあわせて離乳食提供を行います。

0・1・2歳児は完全給食、3・4・5歳児は主食の白飯は持参し、副食のみ提供します。

② 食事の提供を行う日

月曜日から金曜日は、毎日食事の提供を行います。

土曜日の保育及び園外保育等にお弁当を持参することがあります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

月に1回誕生会の日は、全園児完全給食となります。

土曜日は全園児、午前の間食のみを提供します。長時間保育を利用される場合は弁当が必要です。

＊児童の年齢に応じ、月曜日から金曜日は以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合はご相談いただいたうえで、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき対応します。

除去食の対応については医師の指示書の提出が必要です。その指示のもと除去食提供を行います。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を南丹保健所へ提出しています。

「大量調理施設マニュアル基準」に沿って衛生管理基準の作成を行っています。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月月末）。
- ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）
①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については別途お知らせします。
- ③ 自主事業の利用料金
保護者会からの会費の徴収があります。

11. 利用の開始について

当所では、亀岡市の利用調整に基づき当所に入所決定された教育・保育給付認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校・義務教育学校・特別支援学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	コサカ小児科糖尿病内科医院
医院長名又は医師名	小坂喜太郎
所在地	亀岡市古世西内坪32-1
電話番号	0771-29-2662

② 歯科

医療機関の名称	坂井歯科医院
医院長名又は医師名	坂井 知明
所在地	亀岡市千代川町千原1-2-8
電話番号	0771-24-9211

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

*入所時に、緊急連絡先やかかりつけの病院等の情報（家庭連絡カード）を提出していただきます。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
避難場所	馬路町生涯学習センター		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に数回、職員に対して虐待防止及び子どもの人権についての研修を実施しています。
- ② 亀岡市立保育所・認定こども園安全管理マニュアルに沿って対応しています。
- ③ 亀岡市要保護児童対策協議会等の関係機関と連携して対応します。

17. 賠償責任保険の加入

当所では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付（医療費・障害見舞金・死亡見舞金）

*亀岡市こども未来部保育課では、亀岡市立保育所に在籍されるお子さんの保育中等の保育所管理下において発生した不慮の災害等に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、保育所の設置者と保護者による公的共済制度で、お子さんが保育所管理下において万一事故等により負傷等された場合、障害見舞金等を後日、保護者に対して給付する制度です。加入に際しては、あらかじめ保護者に加入同意書を提出していただきます。

*詳しくは別途配布する「日本スポーツ振興センターの災害給付制度と加入の同意について」のお便りをご確認ください。

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	子育て支援推進員 宇野亜由美 ・ 副所長 小谷 優
受付責任者	所長 中川 美夏
利用時間	午前8時30分～午後5時
連絡先	電 話 0771-22-2176 FAX 0771-22-2176
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

*苦情解決マニュアルに沿って対応します。

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当所では個人情報保護に関する基本方針として、児童福祉法に規定するとおり、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持の義務を遵守します。また、保育士に限らず、当園の職員すべてがこれを遵守します。

なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. その他の留意事項

当所では保護者会活動を行っています。

別 表

保育の提供に要する実費に係る保育料

項 目	内容，負担を求める理由及び目的	金 額
行事に係る費用	バス借用費・ＪＲ運賃・入館料等 園外保育に係る交通費・施設入館料等を実費徴収する	年額 約 3,000 円
共済掛金費	日本スポーツ振興センター災害給付金	年額 240 円
保育用品費	制服・体操服・通園かばん・カラー帽子 出席カード・はさみ・のり・粘土・パス等	入所時 約 10,000 円 年額 約 5,000 円
保育材料費	月刊絵本 竹馬、天狗の下駄等材料費・こま 保育に使用する個人所有の絵本や手作りおもちゃ代を実費徴収する スナップ写真 保護者の希望により保育中の写真を購入する	年額 約 5,500 円 約 800 円 1 枚 50 円

*当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証（または集金袋に受領印）を交付する。